

SCA／SBOMツール導入をはじめ、
2027年に向け一貫支援。

その常識、変えてみせる。

SHIFT

EUサイバーレジリエンス法 対応体制構築支援サービス

デジタル製品と関連サービスのセキュリティ基準を強化しEU市場におけるサイバーレジリエンスを高めることを目的とした「EUサイバーレジリエンス法」。2027年の全面適用開始に向け、企業にはこの法律への対策が求められています。製造業を中心として、SCA／SBOMツールの導入・運用やPSIRT体制構築、セキュアな製品開発プロセスの運用体制構築などが必要となります。

SHIFTでは、この法律に対応するための製品セキュリティ対応体制の構築をご支援。万が一製品固有の脆弱性を利用した攻撃を受けた際も迅速に対応することが可能となり、現地法人や現地販売代理店などが莫大な法的制裁を受けるリスクを減らすことができます。

[EUサイバーレジリエンス法スケジュール]

2024年 12月 10日	正式発効
2026年 9月 11日	一部適用開始（脆弱性を悪用したインシデント報告義務）
2027年 12月 11日	全面適用開始

SHIFTが選ばれる理由



セキュア製品開発ガイドの策定、
PSIRT構築などの
豊富な支援経験



SCA／SBOM導入支援など、
実運用に即した
ソリューションを提供



製造業出身のセキュリティ
担当メンバーが
多数在籍

開発スピードを損なうことなく、 必要な体制構築をトータル支援。

ご支援内容

※グレー部分除く

カテゴリー	実施項目	説明
組織体制	❶ 脆弱性報告体制	欧州の現地法人や出張所と連携して当局に迅速に脆弱性報告を行う体制
	❷ セキュア製品開発ガバナンス体制	既存の製品開発プロセスに融合してセキュア開発プロセスをガバナンスする体制
	❸ セキュリティパッチ配布体制	脆弱性対応パッチを速やかに製品に適用できるようにする体制
	❹ 製品ユーザー対応窓口	自社製品に関する脆弱性指摘を受け付けたり、ユーザーに適切に情報を提供する窓口
ルール	❺ 自社製品脆弱性対応プロセス	重大な脆弱性や脆弱性悪用が報告された場合の当局への報告手順、脆弱性開示ポリシー、脆弱性パッチの開発と公開の調整、パッチを配布する手順などをまとめたルール
	❻ セキュア製品開発プロセス	セキュリティ上安全な製品を開発・保守するためのプロセスをまとめたルール（設計時点でのリスク抽出、セキュリティテスト、社内における適合性評価手順や「技術文書」「EU適合宣言書」の公開手順なども含む）
環境	❼ SCA／SBOMツール	技術文書に添付するソフトウェア部品表（SBOM）を管理・生成するためのSCAツール
	❽ セキュリティアップデート環境	市場の製品に対してセキュリティアップデートを配布して適用する環境
文書	❾ 「EU適合宣言書」テンプレート	製品ごとに作成・公開が義務づけられる「EU適合宣言書」（自己宣言書）の社内共通テンプレート
	❿ 「技術文書」テンプレート	製品ごとに作成・公開が義務づけられる「技術文書」の社内共通テンプレート
認証取得	⓫ CE認証、EUCC認証	（クリティカル製品、重要製品の場合）



EUサイバーレジリエンス法対応なら、SHIFTにお気軽にお問い合わせください。

その常識、変えてみせる。

SHIFT



0120-142-117

IP電話など、フリーダイヤルをご利用できない場合は、市外局番の電話番号におかけください。
TEL.03-6809-2979
（電話受付時間／平日9:00～18:00）



marketing@shiftinc.jp

<https://service.shiftinc.jp/contact/>

